

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年9月13日(火)

杉 並 区 議 会

目 次

議員提出議案について

- (1) 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則 3
- (2) 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例 3

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年9月13日(火) 午前8時58分～午前9時3分	
場 所	第1委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平 理事 関 昌央	理事代理 岩田 いくま 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	井口 かづ子	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局 局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 調査担当係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係長 高橋 正美 議会法務 担当係長 杉原 正朗

(午前 8時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

きょうは井口理事が欠席で、岩田議員が代理で出席をいただいている。

《議員提出議案について》

(1) 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

富本理事 きょうは議員提出議案についてである。

まず、杉並区議会会議規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 議員提出議案第14号については、より一層の議会活動の活性化と円滑な議会運営を目的として、広報委員会等を地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行う場として、会議規則第125条に規定する別表第2に新たに加えるため、提出するものである。

改正内容については、別表第2に新たに設置する協議または調整を行う場として、広報委員会、政務調査費調査検討委員会、情報公開推進委員会、代表者会議、常任等委員長会の5つの会議体を加えるものである。

目的、構成員、招集権者は、議案に記載のとおりである。

施行日は、公布の日から施行するとしている。

以上で説明を終わる。

富本理事 これについては、既に議運でも了解を得ているので、よろしく願いしたい。

事務局からまた議運でも改めて説明をお願いします。

(2) 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富本理事 それでは次に、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案者から説明をお願いします。

小松理事 この議案は、行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというところで、選挙管理委員の報酬を現在の月額制から日額制に改正しようという趣旨である。

ご承知のように、2009年1月に滋賀県の大津地裁では、選挙管理委員の勤務実態について、これは非勤とは言えない、非常勤は日額報酬とするよう定めている自治法の趣旨に反するとして、県知事に選管委員の報酬を支払わないようにと命じる判決が出された。それを受けて、行政委員の報酬見直しが各地で進んでいるところであり、23区の選管

委員は、唯一の例外を除いて、ほぼ似たり寄つたりの報酬制度になっているが、昨年10月に、その例外として新宿区で選挙管理委員の報酬を日額3万円とするように条例が改正された。今回提案する選挙管理委員の日額を3万円とするというこの額は、新宿区の事例を参考にしている。

杉並区では、昨年、半年間欠勤していた委員に対して報酬が満額支払われたことが議会でも取り上げられたところでもあり、ぜひ多くの皆様の賛同をお願いしたいと思う。

これは、生活者ネット・みどりの未来の5人の議員より提出するものである。

富本理事 今の説明に何かご質問等あるか。——よろしいか。

それでは、議運のほうでも説明をよろしく願います。

本日の理事会は以上だが、ほかに何かあるか。——よろしいか。

それでは、本日の理事会を閉会する。

(午前 9時03分 閉会)